

2015年12月

お客様各位

東京都港区新橋六丁目1番11号
株式会社オリエンタルダイヤモンド
個人情報保護管理者

金地金等のご売却に伴う 個人番号(マイナンバー)確認および本人確認書類提出のお願い

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度通称「個人番号(マイナンバー)法」施行に伴う所得税法の改正により、2016年1月以降、「金地金等の譲渡の対価の支払調書」にお客様の個人番号(マイナンバー)を記載し提出することが義務付けられました。

これに伴い、同法の定めに基づき、2016年1月以降にお客様が200万円を超える金およびプラチナ地金・金貨のご売却をされる際に、「個人番号の確認」と「身元(実存)の確認」を行う必要があるため、下記の書類をご売却窓口にてご提出いただくこととなります。

お客様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

【該当するお取引】

200万円を超える金地金・金貨・プラチナ地金・プラチナ貨のご売却取引

【提出書類】

① 「個人番号(マイナンバー)確認書類」

→正しいマイナンバーをお知らせいただくため、必ず原本をお持ちください。

② 「身元(実存)確認書類」

→個人番号をご提出する方が、実存することを確認できる書類をお持ちください。

写真つき身元確認書類は、1点ご持参ください。写真つきでない身元確認書類は、2点ご持参ください。

以上の書類を、指定の貼付台紙にてご提出願います。

ご提出書類につきましては、裏面も併せてご確認ください。

【個人番号の利用目的】

ご提出いただきます個人番号は、法定調書作成事務(金地金等の譲渡の対価の支払調書作成)にのみ使用させていただきます。

尚、ご不明な点やご質問などがございましたら、ご売却窓口担当責任者、または弊社業務部・マイナンバー担当宛(☎03-6403-0710)までご連絡ください。

株式会社 オリエンタルダイヤモンド

■ 「個人番号」と「身元」の確認を行うための書類例

I. 個人番号カードをご持参の場合：

個人番号を確認するための書類	身元（実存）を確認するための書類
個人番号カードの写し（表裏）	

※表面だけでなく、裏面のコピーも貼付してください。

II. 個人番号確認書類と写真つき身元確認書類をお持ちの場合：

→下記①および②をそれぞれ1点ずつお持ちください。

① 個人番号を確認するための書類		② 身元（実存）を確認するための書類
個人番号通知カード 個人番号が記載された住民票の写し（※1）	プラス +	運転免許証（※2）、旅券（パスポート）、 在留カード、身体障害者手帳、 船員手帳、宅地建物取引主任者証、 電気工事士免状、航空従事者技能証、 税理士証票 等、 官公署等から発行・発給された書類で 写真の表示等の措置が施されているもの

※1：「個人番号が記載された住民票の写し」の場合は、写し原本を貼付してください。

本籍地は、記載されていないものをお持ちください。

※2：「運転免許証」の現住所が変更している場合は、裏面もコピーを貼付してください。

III. 個人番号確認書類と写真つきでない身元確認書類をお持ちの場合：

→下記③より1点、④より2点をそれぞれお持ちください。

③ 個人番号を確認するための書類		④ 身元（実存）を確認するための書類
個人番号通知カード 個人番号が記載された住民票の写し（※1）	プラス +	健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証 公共料金の領収書（本人名義）、納税証明 書、印鑑登録証明書、住民票の写し、 源泉徴収票、確定申告書の控（税務署の受 付印のあるもの）、身分証明書 等

※1：「個人番号が記載された住民票の写し」の場合は、写し原本を貼付してください。

本籍地は、記載されていないものをお持ちください。

上記以外の書類については、事前にご売却窓口にてお問い合わせください。

以上